令和８年度「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」Ｑ＆Ａ（農業普及技術課）

＜１１０４時点＞

１　支援対象資材等について

	問い	回答	備考
1	園芸用マルチについて、「生分解性マルチ」と「タイベックシート」は対象となりますか。	対象外です。 今回の事業では、中東情勢の影響を受け価格が高騰しているナフサ由来の資材を対象として支援を行っているところ。 「生分解性マルチ」や「タイベックシート」については、原料にナフサも一部含まれていますが、その割合が他の支援対象資材と比べて少ないことから、今回、支援から外しています。	
2	施設園芸で利用する「遮光・遮熱ネット」や「防虫ネット」は対象になりますか。 また、茶園で利用する「遮光ネット（バロンスクリーン等）」も対象になりますか。	「生分解性マルチ」と「タイベックシート」と同様に、いずれも対象外です。	
3	「ハウスバンド」や「加温ダクト」についても価格が高騰しているが、対象となりますか。	対象外です。 今回、影響を受けているナフサ由来の資材の内、経営費に占める割合が大きい資材（施設では、ハウスの外張り・内張り被覆資材、マルチ資材）に限定して支援を行っているところです。	
4	「しいたけハウス」、「杉苗ハウス」、「水稲育苗ハウス」で使用する被覆資材は対象となりますか。	農業関連ハウスが対象のため、しいたけハウス、杉苗ハウスは対象外です。 農業者であれば、水稲育苗ハウスは対象となり、水稲の育苗で使用するトンネルフィルムについても対象となります。 なお、水稲苗の芽だし時に使用するシルバーのシートは支援対象外です。	11/4 赤字 追加
5	施設園芸で利用するマルチは対象となりますか。	対象となります。 ハウスの外張り・内張り被覆資材（原料がビニルまたはPO（ポリオレフィン））も購入している場合は、合わせて申請可能です。	
6	同一の農地で、マルチを２回使用する場合、いずれも支援対象となりますか。	事業の対象となる期間（マルチであれば、R8.4.1～R9.1.31）に購入し、令和９年３月31日までに使用するものは、いずれも支援対象です。	
7	飼料作物のラップ用フィルムについて、WCS用に９～10月購入と、イタリアン用に４～５月購入した場合、いずれも支援対象となりますか。	事業の対象となる期間（ラップ用フィルムであれば、R8.4.1～R9.1.31）に購入し、令和９年３月31日までに使用するものは、いずれも支援対象です。	

8	トーカンホワイトなどの遮光シートは対象となるか。	施設園芸の被覆資材として使用していれば対象となります。また、施設園芸の前室で利用する白白コートやトーカンフリールーフなどの白系フィルム（PO）も対象とします。 その他、資材が網状となっているような資材は、遮光・遮熱ネット等と同様、対象外となります。	11/4 追加
9	低コスト耐候性ハウス等で使用する、エフクリーンは支援対象となりますか。	施設園芸の被覆資材の支援対象は、材質がビニルまたはPOとしているため、エフクリーンは支援対象外です。	11/4 追加
10	飼料作物について、バンカーサイロやスタックサイロで被覆で使用するポリシートは対象となるか。	対象となります。 サイレージラップ用資材として申請してください。	11/4 追加

2　その他

	問い	回答	備考
1	他の事業で支援している場合、本事業では支援対象となるか。	本事業の財源の一部となっている「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」においては、下記参考のＱ＆Ａのとおり、地方負担分は制限されているが、農家負担部分への上乗せは制限されていないことから、他の事業で支援している場合も、本事業での支援は可能です。 なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金以外の事業側※で、制限をかける規定等がある可能性もあるので、各事業の要件等はそれぞれで確認いただきたい。 ※「産地生産基盤パワーアップ事業」では、「他の国の補助事業で補助対象とした取組及び補助対象としている取組に対して、二重に補助することはできない。」とＱ＆Ａで整理されていますが、事業目的が異なれば二重補助には該当しないと確認。このため、産地生産基盤パワーアップ事業で支援したものについても、本事業での支援は可能です。 【参考】 「令和7年度補正予算・令和８年度補正予算物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）地方公共団体職員向けQ&A（第５版／令和８年９月２８日）」より 問い：１-２３　国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。 回答：対象外。ただし、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。	
2	令和８年３月にマルチを購入したが、証拠書類として添付する請求書は、令和８年４月の日付となっているが、本事業の対象となるか。	本事業では、中東情勢の影響による資材価格の高騰で影響を受けている農業者を支援するものです。 今回のように、影響が出る前（対象となる購入期間前）に購入している場合、請求書の日付が令和８年４月以降の日付になっていたとしても、支援することは本事業の目的にそぐわないため、補助対象外です。	11/4 追加
3	証拠書類として、納品書を認めている理由を教えてほしい。	対象となる購入期間に、請求や納品等のあった資材が対象となるが、納品日が対象となる購入期間より前の場合は支援対象外です。納品書は、例えば、令和９年１月に購入した（納品された）が、支払いが翌月、翌々月となることがあるため、該当資材を支援にするためを証拠書類として認めているものです。	11/4 追加